

全国保険医団体連合会
歯科代表 宇佐美 宏
違法入れ歯断固阻止、歯科医療を守る国民運動推進本部
代 表 脇本 征男

国内で安全、良質な歯科技工物の確保に向けた要請

消費者行政における貴台のご尽力に敬意を表します。

さて、本年2月のTBSテレビの「報道特集ネクスト」で、わが国では発がん性や呼吸障害発症が指摘されて歯科材料として使用が禁止されている金属・ベリリウムが中国に委託した歯科技工物より検出されたことが放映されました。

このテレビ報道については、4月7日の衆議院消費者問題特別委員会でも取り上げられ（別添、衆議院消費者問題特別委員会 平成22年4月7日（水）議事要録抜粋をご参照下さい）、福島消費者担当大臣（当時）は、「厚生労働省とも協力して海外から輸入される歯科技工物についても国内と同様に安全性の確保や消費者への十分な情報提供が必要」と答弁しています。

一方阿曾沼政府参考人（当時厚労省医政局長）は、国外で作成された歯科補てつ物の安全性確保については、「国外で作成された補てつ物の取り扱いについて」（平成17年9月18日 医政歯発0908001号 歯科保健課長通知「平成17年通知」）を發出して周知している。TBS報道後には「補てつ物等の作成を国外に委託する場合の使用材料の指示等について」（平成22年3月31日 医政歯発0331第1号 歯科保健課長通知「平成22年通知」）を出して、作成場所、使用材料に関する基準を作成し、周知したと答弁しています。これより前の3月31日の衆院厚生労働委員会における質問で、足立厚労省政務官は10月末くらいを目途に、国外で作成された歯科技工物のトレーサビリティが確保されるような、歯科医師が遵守すべき事項を、これまた作成して周知したいとの答弁を行っています。

私達は、こうした海外委託技工に関する厚生労働省の一連の施策では、安全で良質な歯科技工物の確保の保障は不十分と考えます。

このため、私達は、消費者を守るために消費者行政の司令塔として各省庁に対する勧告、措置への対応等を業務とする消費者庁担当大臣の貴台に、以下のことを要望します。

- (1) 国民生活センター等の機関を通じて、消費者庁独自に早急に国外で作成された歯科技工物の安全性と品質について調査して、実態を把握し、公表して下さい。当面の措置として、消費者の健康被害を防ぐために安全性に不安のある国外で作成された歯科技工物の輸入は中止して下さい。
- (2) その上で、次の点について厚生労働省に勧告して下さい。
 - ①事実上、海外技工の容認につながる「平成17年通知」、「平成22年通知」を撤回すること。
 - ②海外技工物についても、新たに「輸入技工物策定基準」を設けるのではなく、材料は薬事法基準に、作成等の取り扱いについては歯科技工士法に準じた取り扱いとすること。
 - ③安全で良質な歯科医療確保の観点から、海外技工問題を解決するために、医療関係者、有識者、患者・国民、法律家等からなる検討機関を設け、公開で審議し、その結果を歯科医療行政に反映させること。

また、私達はこのような主旨から、別添の要領で、「知っていますか？海外委託歯科技工問題」シンポジウムを予定しています。貴台からのメッセージを頂戴致したく存じます。

以上